



2022年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社プラネット
代表者名 代表取締役社長 田上 正勝
(コード：2391、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員経営担当役員 川村 渉
(TEL. 03-5962-0811)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月29日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2022年10月25日開催予定の第37回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の適法性および妥当性の監査を担う監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の審議の充実と監督機能の強化を図ることで、コーポレートガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を推進したいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の要旨

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて社外監査役の責任限定の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、効力発生日等に関する附則を設けます。
- ③ 上記の変更にともない、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

4. 定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議	2022年9月14日（本日）
定款変更のための株主総会開催日	2022年10月25日（予定）

5. その他

本定款変更の効力は、2022年10月25日開催予定の当社第37期定時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以 上

(別紙) 定款変更の内容
 定款変更の内容と新旧対比表は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 <u>監査役</u>	2 <u>監査等委員会</u>
3 <u>監査役会</u>	(削 除)
4 <u>会計監査人</u>	3 <u>会計監査人</u>
第 2 章 (条文省略)	第 2 章 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 15 条 (条文省略)	第 13 条～第 15 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>
	<u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
	<u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第 4 章 取締役および取締役会 (員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数)
第 16 条 当社の取締役は、12名以内とする。	第 17 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> は、12名以内とする。
(新 設)	<u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 17 条 取締役は、株主総会 <u>において</u> 選任する。	第 18 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により</u> 選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を定め、また、必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u> の中から取締役社長 1 名を定め、また、必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。</p> <p>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。</p> <p>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 26 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 24 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役 に対し、会日の 3 日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間 を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 31 条 監査役会に関する事項は、法令ま たは定款に定めるもののほか、監査役 会において定める監査役会規程によ る。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決 議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> <u>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、社外監査役との間 に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令が規定 する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によっ て常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監 査等委員に対し、会日の 3 日前まで に発する。 ただし、緊急の場合には、この期間 を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法 令または定款に定めるもののほか、 監査等委員会において定める監査 等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 34 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 31 条～第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 定款第 16 条にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</p> <p>② 本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 2022 年 10 月 25 日開催の第 37 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役だった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>